平成２３年（フ）第３２０号
愛知県一宮市大和町妙興寺字八町２番地　ロフティ妙興寺203号
債務者　田中　英昭
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１１００号
京都府久世郡久御山町下津屋川原44番地１３棟204号
債務者　スカイホースこと　矢後三千男
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１３７号
京都市山科区北花山六反田町15番地の11
債務者　内田弥寿孝こと　内田彌壽孝
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１４７号
京都府八幡市男山石城２番地－Ｂ29―507
債務者　山本　和代（旧姓林戸）
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１８５号
京都市中京区西ノ京東中合町56番地　パレット御池702
債務者　矢野　亜子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２７号
京都府向日市上植野町野添10番地の158
債務者　折立　禮子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２５６号
京都市西京区大枝東新林町１丁目２番地　12棟301号
債務者　大林　文和
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３４９号
京都市左京区浄土寺下南田町134番地４
債務者　青木こと　朴　　成愛
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７３７号
兵庫県西宮市甲子園口３丁目18番23―102号
債務者　鍋嶋　建生
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０４８号
広島市佐伯区城山２丁目３番７－６号
債務者　青山　実苗
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２１３号
福岡市中央区六本松１丁目10番245号
債務者　北村美菜子（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５６３号
福岡県春日市岡本７丁目17番地２アネックス岡本105号
債務者　中山比呂志
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６６１号
福岡県大野城市東大利２丁目11番25号ウインザー下大利駅南502号
債務者　武末　義則
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６７０号
福岡市南区花畑２丁目13番３―408号
債務者　林　真由美
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７５５号
福岡市城南区金山団地９番309号
債務者　桑野　美香
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７５８号
福岡市南区清水４丁目18番５―205号
債務者　田口　俊秀
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７９７号
福岡県糟屋郡粕屋町花ヶ浦２丁目４番11号
債務者　板屋　舞衣
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８０４号
福岡市西区周船寺３丁目10番18―301号
債務者　田上　和義
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部